

神奈川県糖尿病協会定款

神奈川県糖尿病協会

神奈川県糖尿病協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、神奈川県糖尿病協会(以下「本協会」という。)と称する。(英文名 Kanagawa Association for Diabetes Education and Care とする。)

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(目的)

第3条 本協会は、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発、糖尿病患者・家族及びその予備軍に対する療養指導、糖尿病に関する調査研究を行うとともに、その総合的成果を広く一般へ周知徹底を図り、予防活動を行うことにより、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 糖尿病の予防及び治療に関する知識の普及啓発
2. 糖尿病の予防及び治療に関する調査・研究
3. 糖尿病の患者・家族及び糖尿病予備軍に対する療養指導
4. 糖尿病の患者会に対する活動支援
5. 糖尿病の予防及び治療に従事する医療・介護等関連職に対する教育
6. 糖尿病に関する関連団体との連携
7. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(支部機能)

第5条 本協会は、公益社団法人日本糖尿病協会(以下「日糖協」という。)の神奈川県支部としての機能を担う。

(連携)

第6条 本協会は、地域における円滑な事業運営のために、日糖協及び各都道府県糖尿病協会と連携して事業を行う。

(事業年度)

第7条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第8条 本協会の会員は次の4種類とする。

1. 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人。
2. 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人ならびに団体。
3. 名誉会員 本協会に功労のあった者または学識経験者の中から推戴し理事会

において承認された者。

4. 優良模範会員 80歳以上で糖尿病歴20年以上かつ本協会会員歴20年以上の者の中から推戴し総会において承認された者。

(入会)

第9条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の入会申込書により、理事長（会長）に申し込むものとする。

(会費)

第10条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。なお、名誉会員及び優良模範会員は会費の納入を不要とする。

(退会)

第11条 会員は、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会において3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、理事会の開催日の1週間前までに除名する旨を通知し、かつ理事会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。会員を除名したときは、当該会員に対して、除名した旨の通知をするものとする。

1. 本協会の定款、規則又は理事会の決議に違反したとき。
2. 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. 会員として重要な義務を履行しないとき。
4. その他正当な理由があるとき。

(会員の資格喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 12か月以上会費を納入しないとき。
2. 全ての理事会構成員の同意があったとき。
3. 被後見開始又は被保佐開始の審判を受けたことを確認したとき。
4. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したことを確認したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が、第13条の規定によりその資格を喪失したときは本協会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会員名簿)

第15条 本協会は会員名簿を備え、その情報を日糖協と共有できる。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第16条 本協会に、次の役員を置く。

1. 理事長（会長） 1名
2. 副理事長（副会長） 若干名
3. 常任理事 3名以上10名以内
4. 理事 5名以上20名以内
5. 事務局長 1名
6. 監事 2名以内
7. 顧問 若干名

(理事の選任)

第17条 理事は、本協会を構成する患者会からの推薦者のうち常任理事会に於いて3/4以上の同意が得られたもの（以下「選出理事」という。）及び本協会加盟医療機関の医療・介護職の中から会長が委嘱した選考委員により推薦された会員のうち常任理事会に於いて3/4以上の同意が得られたもの（以下「推薦理事」という。）とする。また、同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、3名を超えてはならない。

(常任理事の選任)

第18条 常任理事は、理事会において互選する。

(理事長・副理事長の選任)

第19条 理事長（会長）は、常任理事会の決議によって選定し、理事会の決議で承認する。
理事長（会長）は、常任理事の中から副理事長（副会長）を指名して、理事会の決議で承認する。

(事務局長・監事の選任)

第20条 理事長（会長）は、会員の中から事務局長及び監事を指名して、理事会の決議で承認する。

(顧問の選任)

第21条 理事長（会長）は、本協会に功労のあった者または学識経験者の中から顧問を指名して、理事会の決議で承認する。

(理事長の職務および権限)

第22条 本協会の理事長（会長）は、この定款の定めるところにより、本協会を代表・統括し、その業務を執行する。また、日糖協の神奈川県支部長に相当する職務も担う。

(副理事長の職務および権限)

第23条 副理事長（副会長）は、理事長（会長）を補佐して会務を処理し、理事長（会長）に事故があるときはその職務を代行又は代理する。

(常任理事の職務および権限)

第24条 常任理事は常任理事会を構成し、本協会の事業を企画・運営する。常任理事会は、概ね3カ月に1度の間隔で開催する。

(理事の職務および権限)

第25条 理事は理事会を構成し、本協会の事業を運営する。理事会は本協会の最高決定機関であり、概ね6カ月に1度の間隔で開催する。

(監事の職務および権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

1. 常任理事及び理事の職務の執行を監査する。
2. 本協会の業務及び財産の状況を監査する。
3. 理事会に出席し、必要があるときは意見を述べる。
4. 常任理事及び理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
5. 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（会長）に対し、理事会の招集を要請する。
6. 常任理事及び理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

(顧問の職務および権限)

第27条 顧問は、理事長（会長）の諮問に応じ常任理事会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第28条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度の末日（3月31日）までとする。再任を妨げない。但し、任期中に開催された理事会に1度も出席しなかった役員は再任できない。補欠または増員により選任された役員は、前任者または他の現任者の在任期間とする。この定款で定めた役員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、いつでも、理事会において3分の2以上の多数による決議に基づき解任することができる。但し、監事を解任する場合には、全会員の3分の2以上の多数による決議に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第30条 役員には報酬を支給することができる。また、役員にはその職務を執行するために要する費用を弁償することができる。これらの場合の支給基準については、理事会の決議を経て定める。

(競業および利益相反取引の制限)

第31条 役員は、次に掲げる取引をしようとする場合には、常任理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。また、当該取引後、遅滞なく重要な事実を常任理事会に報告しなければならない。

1. 役員が自己又は第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 役員が自己又は第三者のために本協会と取引しようとするとき。
3. 本協会が役員 of 債務を保証することその他役員以外の者との間において、本協会と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

第4章 機関等

(総会)

第32条 事業年度の初めに開催する理事会は、本協会の総会と読み替えるものとする。

(常任理事会及び理事会の設置)

第33条 本協会に常任理事会および理事会を設置する。常任理事会は、理事長（会長）および全ての副理事長（副会長）・常任理事・事務局長で組織する。理事会は、理事長（会長）および全ての副理事長（副会長）・常任理事・理事・事務局長・監事で組織する。

(総会に替わる理事会)

第34条 定款の改定、収支、予算及び決算並びに事業計画、事業報告は、第32条に定める総会に替わる理事会の議決を経なければならない。

(委員会の設置)

第35条 本協会の事業を円滑に推進するために必要があると認めるときは、理事長（会長）の判断で委員会を設置することができる。委員会の委員は、理事長（会長）が委嘱し、委員の任期は、理事長（会長）が定める。委員会を通じた事業運営については、常任理事会における承認と報告を必要とする。

(患者会長会の設置)

第36条 本協会の目的を理解し事業の発展に資するために、本協会を構成する患者会の会長同士の情報交換と交流を目的とした患者会長会を設置する。本協会を構成する全ての患者会の会長で組織する。

(指導医会の設置)

第37条 本協会の目的を理解し事業の発展に資するために、本協会を構成する患者会の指導医同士の情報交換と交流を目的とした指導医会を設置する。本協会を構成する全ての患者会の指導医で組織する。

(栄養士会の設置)

第38条 本協会の目的を理解し事業の発展に資するために、管理栄養士及び栄養士同士の情報交換と交流を目的とした栄養士会を設置する。本協会活動に参加する管理栄養士及び栄養士で組織する。

(招集)

第39条 常任理事会および理事会は、理事長（会長）が招集する。但し、理事長に事故があるときは、副理事長（副会長）が招集する。理事長（会長）は、第26条の規定による請求があったときは、その請求があった日から1カ月以内に理事会を招集しなければならない。常任理事会および理事会を招集する者は、会の1週間前までに理事

会構成員に対して日時および場所ならびに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。また、出席しない構成員が書面によって議決権を行使できる場合には、その旨を記載した通知を発ししなければならない。なお、構成員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することもできる。

(議長)

第40条 常任理事会・理事会の議長は、理事長（会長）がこれに当たる。但し、理事長（会長）に事故があるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ常任理事会・理事会の定める順序により、他の構成員がこれに当たる。

(定足数)

第41条 常任理事会・理事会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 常任理事会・理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決することとする。

(議事録)

第43条 常任理事会・理事会の議事については、書面または電磁的記録をもって作成しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第44条 本協会の財産の管理・運用は、理事長（会長）が行うものとし、その方法は理事会の決議を経るものとする。

(事業計画および収支予算)

第45条 本協会の事業計画、収支予算、資金調達等の見込みを記載した書類については、理事長（会長）が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長（会長）は、予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じた暫定予算を編成し、これを執行することができる。

(事業報告および決算)

第46条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（会長）が事業報告及びその附属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得るものとする。

(経費)

第47条 本協会の経費は、会員の年会費、寄付金及びその他の収入より支弁する。

(年会費)

第48条 会員の年会費および本協会を構成する患者会の活動を支援するための還付金については、理事会の決議により別に定める。

第6章 定款の変更、その他

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会に替わる理事会において、議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

(合併・解散等)

第50条 本協会は、総会に替わる理事会において、議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の団体との合併、事業の全部の譲渡及び廃止、本協会の解散をすることができる。

第7章 事務局

(事務局)

第51条 本協会の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長以外の職員は、理事長（会長）が任免する。

(事務の委託)

第52条 本協会の事務の運営に際して、その一部を他の団体・組織に委託することができる。委託に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長（会長）が別に定める。

第8章 補 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長（会長）が別に定める。

第9章 附 則

1. この定款は、昭和49年5月12日から施行する。
2. この定款は、昭和63年7月2日から改正施行する。
3. この定款は、平成4年4月1日から改正施行する。
4. この定款は、平成22年4月1日から改正施行する。
5. この定款は、平成27年4月26日から改正施行する。